

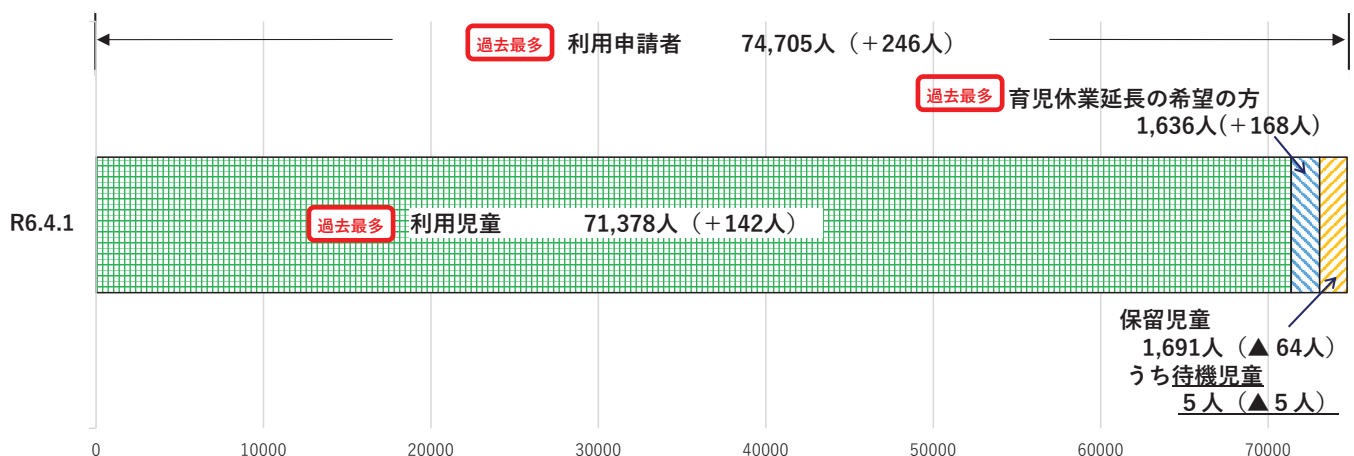
令和6年4月1日現在の 保育所等利用待機児童数について

待機児童数の状況等

1 令和6年4月1日現在の保育所等利用待機児童数

- ・保育所等利用申請者は過去最多の74,705人（前年度比246人増）となる中で、
待機児童は5人（前年度比5人減）。

利用申請者の保育所等利用状況



待機児童数の状況等

2 待機児童・保留児童（育児休業延長希望の方を除く1,691人）の状況①

- 待機児童は1歳児が4人(前年度比3人減)で全体の8割。
保留児童は0・1歳児で減少。

【年齢別待機児童数】

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| R6年4月(A) | 0人 | 4人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| R5年4月(B) | 2人 | 7人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 |
| 差引 (A)-(B) | ▲2人 | ▲3人 | 1人 | ▲1人 | 0人 | 0人 |

【年齢別保留児童数】

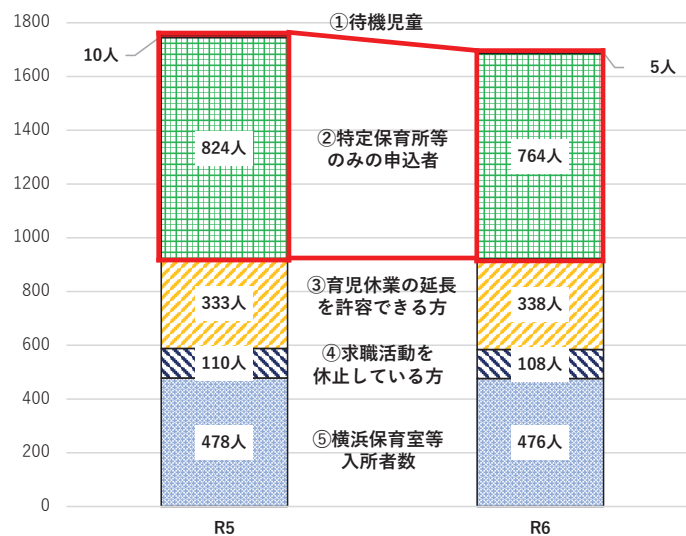
| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------------|------|------|------|------|-----|-----|
| R6年4月(A) | 168人 | 879人 | 417人 | 137人 | 61人 | 29人 |
| R5年4月(B) | 205人 | 954人 | 364人 | 140人 | 56人 | 36人 |
| 差引 (A)-(B) | ▲37人 | ▲75人 | 53人 | ▲3人 | 5人 | ▲7人 |

待機児童数の状況等

2 待機児童・保留児童（育児休業延長希望の方を除く1,691人）の状況②

- 待機児童と特定保育所等のみの申込者の方は769人（前年度比65人減）。

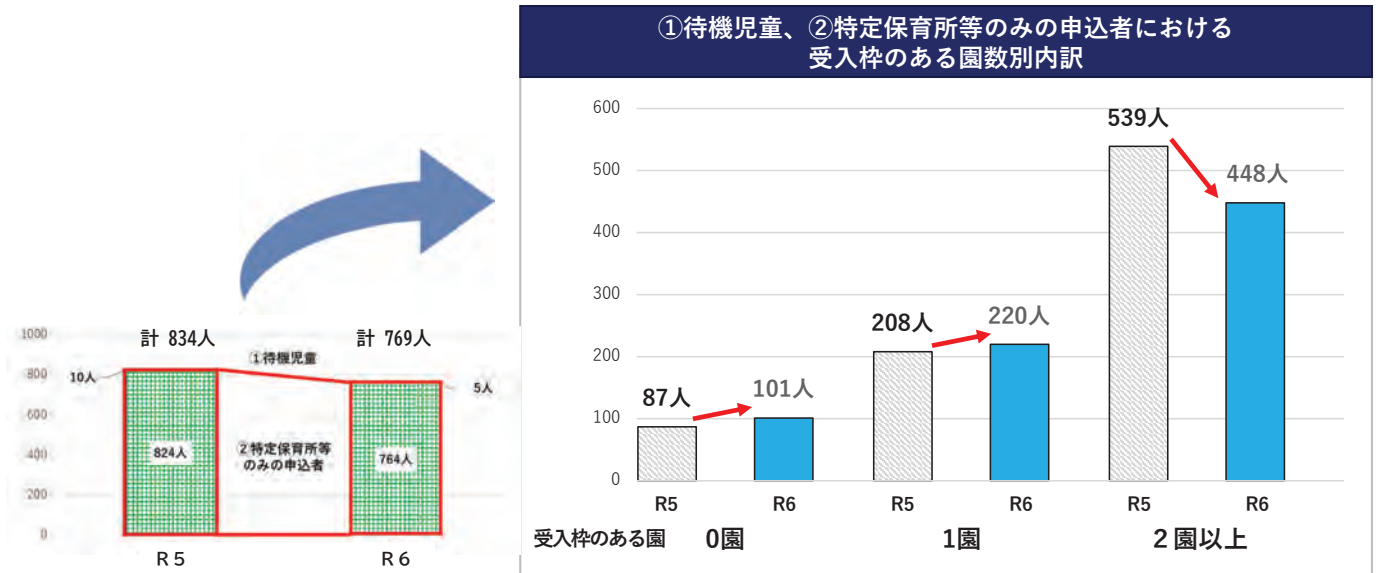
状況別保留児童数



待機児童数の状況等

2 待機児童・保留児童（育児休業延長希望の方を除く1,691人）の状況③

・受入枠のある園※を2園以上希望した方は減少。



※申請者は受入可能数をホームページ等で確認することができる。退園者の補充で空きが出る場合があるため、受入可能数が0である園も申請することが可能。

待機児童数の状況等

3 待機児童・保留児童の対策

■保留児童対策タスクフォースによるデータ分析結果に基づく取組

- ・ 1、2歳児の受入れ枠確保
- ・ 一時預かり事業等の拡充
- ・ 障害児・医療的ケア児の対応
- ・ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

■保育士・幼稚園等の保育者の確保



保育所等利用申請者数が過去最多を更新した一方、待機児童数・保留児童数は前年度比で減少

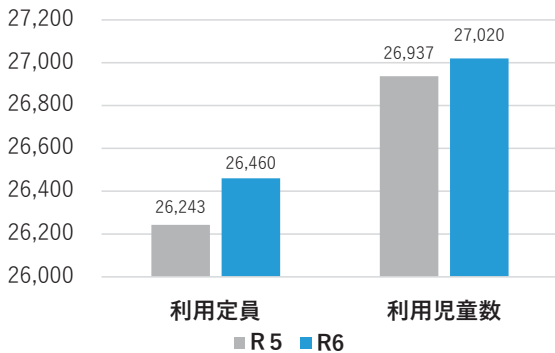
取組① 1・2歳児の受入枠確保

▶ 既存施設の受入枠拡大、入所が可能な小規模保育事業への送迎支援、認可保育所等の整備により、ニーズの高い1・2歳児の受入枠を確保。

令和6年4月の状況

1・2歳児の利用定員及び利用児童数

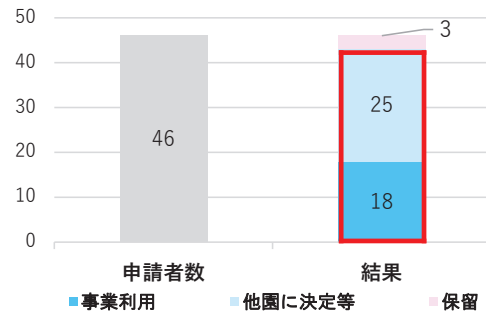
既存施設の定員構成の見直しや、保育所等の新規整備などにより、令和6年4月における1・2歳児の利用定員は前年比217人増。利用児童数は83人増。



令和6年4月の送迎支援等申請状況

一次利用調整で保留となった1,702人のうち、760人が希望園を追加。

このうち、駐車場補助またはタクシー送迎支援を46人が申請し、43人が入所決定。(18人の方が送迎支援を利用。)

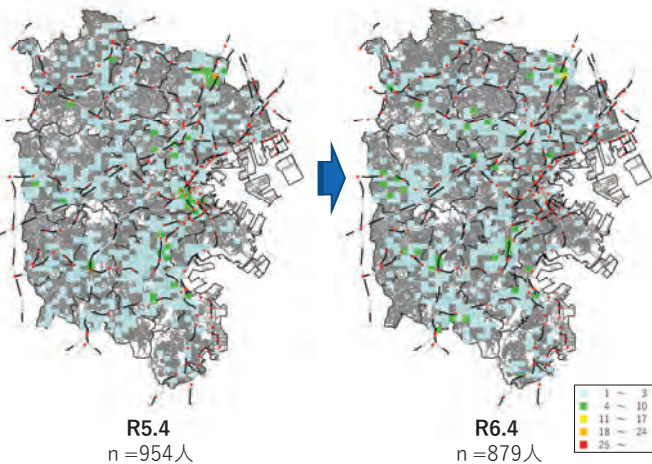


取組① 1・2歳児の受入枠確保

令和6年4月の状況

保留児童（1歳児）の居住分布

保留児童（1歳児）は減少。
広範囲に分布していた保留児童の分布が縮小。



令和6年度の主な取組

・ 着実な保育所等の整備を進めるための補助基準額及び賃借料補助の充実 【拡充】

保育所等の新規整備について、補助基準額を増額するほか、重点整備地域における開所後賃借料補助の補助率拡充を実施
小規模保育事業に対する開所後賃借料補助を新設

・ 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 【新規】

保留となった1・2歳児が、自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援

取組② 一時預かり等の拡充

▶ 私立幼稚園等預かり保育事業や、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業など、幼稚園等における長時間預かりを拡充することで、2歳児以上の受入枠を確保。

令和6年4月の状況

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施状況

| | R6 (A) | R5 (B) | 増減 (A-B) |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 実施園数(園) | 17 | 14 | 3 |
| 利用児童数(人) | 124 | 91 | 33 |



【前年比】

利用児童数：33人増加

令和6年度の主な取組

・幼稚園等における長時間預かり【拡充】

私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を新たに5園実施
私立幼稚園等預かり保育事業を新たに2園実施

・保育所新設時における一時保育室設置促進【拡充】

保育所等整備時の一時保育室設置を促進するため、一時保育室加算を創設。

取組③ 障害児・医療的ケア児の対応

▶ 看護職員を複数配置し、常時医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として認定し、受け入れを推進。

令和6年4月の状況

医療的ケア児の受入状況等

医療的ケア児サポート保育園を認定するなどにより、医療的ケア児の受入れ人数が13人※増加。

| | R6 (A) | R5 (B) | 差引 (A-B) |
|-----------------------|-----------|-----------|-------------|
| サポート保育園数(園) | 20 | 12 | 8 |
| 4月1日時点 総利用児童数(人) | 61 (※) | 48 | 13 |
| 【参考】保留児童数 (待機児童含む) | 7 | 4 | 3 |

※令和6年4月1日時点の利用児童数は速報値。

令和6年度の主な取組

・医療的ケア児サポート保育園の認定【拡充】

看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定(計24園)

・医療的ケアを実施するための看護職員の派遣【新規】

医療的ケア児が在籍している保育所等へ看護職員が不在(研修や休暇等)となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣

・障害児保育に関するプロジェクトの設置

障害児の入所相談や園との受入れ調整などについて検討

取組④ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

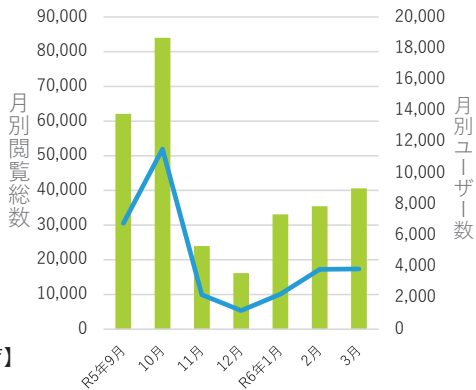
➤園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」を令和5年8月にリリース。
保育・教育コンシェルジュによる相談対応やニーズにあった預け先の情報を提供。

令和6年4月の状況

えんさがしサポート★よこはま保育の月別アクセス状況



【えんさがしサポート★よこはま保育】



令和6年度の主な取組

・園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信【拡充】

利用者の声を踏まえた改修の実施
小規模保育事業の魅力伝える動画等を掲載

・保育・教育の質の確保・向上【拡充】

保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究の受講者数を拡充するとともに、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成
保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を新たに実施

保育者確保に向けた取り組み

1 保育士・幼稚園等の保育者の確保

・保育士等の追加配置への支援【拡充】

本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充
ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大

・保育士修学資金の貸付【拡充】

保育士養成施設の在学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除
貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充するとともに入学準備金及び就職準備金の貸付を新設

・保育士宿舍借り上げ支援及び幼稚園教諭等住居手当補助【拡充】

保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を実施
私立幼稚園等預かり保育事業実施園が幼稚園教諭等に支給する住居手当に対し補助

保育所等利用待機児童数の状況等について

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

| | R4年4月 | R5年4月 | R6年4月 | R6-R5 |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 就学前児童数 | 160,784 | 155,332 | 149,868 | ▲ 5,464 |
| 保育所等利用申請者数 (A) | 73,538 | 74,459 | 74,705 | 246 |
| 利用児童数 (B) | 70,601 | 71,236 | 71,378 | 142 |
| 保留児童数 (C)=(A)-(B) | 2,937 | 3,223 | 3,327 | 104 |
| 育児休業の延長を希望される方 (D) | 1,290 | 1,468 | 1,636 | 168 |
| 育児休業延長希望を除いた数 (E)=(C)-(D) | 1,647 | 1,755 | 1,691 | ▲ 64 |
| 横浜保育室等入所数 (F) | 437 | 478 | 476 | ▲ 2 |
| 横浜保育室・川崎認定保育園 | 58 | 33 | 25 | ▲ 8 |
| 幼稚園等預かり保育 | 105 | 133 | 149 | 16 |
| 事業所内保育施設・企業主導型保育事業 | 140 | 116 | 123 | 7 |
| 年度限定保育事業 | 85 | 124 | 103 | ▲ 21 |
| 一時保育等 | 49 | 72 | 76 | 4 |
| 育児休業の延長を許容できる方 (G)(*1) | 376 | 333 | 338 | 5 |
| 求職活動を休止している方 (H)(*2) | 116 | 110 | 108 | ▲ 2 |
| 特定保育所等のみの申込者など (I)(*3) | 707 | 824 | 764 | ▲ 60 |
| 待機児童数 (J)=(C)-[(D)+(F)+(G)+(H)+(I)] | 11 | 10 | 5 | ▲ 5 |

(*) 補足説明

- *1 4月1日に育児休業を取得されており当面復職の意思がないことを確認できた方のうち (D) を除く方。育児休業は原則として子が1歳に達するまで取得できるが、保育所等に入れない場合等には、最長2歳に達するまで延長が可能。
- *2 主に自宅において求職活動をされている方
- *3 申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 待機児童数及び保留児童数の状況

ア 新規申請者の対前年度比較

1歳児・2歳児の申請が前年度に比べ109人増えています。

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|-----------|--------|--------|--------|------|-------|-------|---------|
| R6年4月(A) | 5,327人 | 8,690人 | 2,049人 | 985人 | 263人 | 128人 | 17,442人 |
| R5年4月(B) | 5,533人 | 8,616人 | 2,014人 | 977人 | 283人 | 140人 | 17,563人 |
| 差引(A)-(B) | ▲ 206人 | 74人 | 35人 | 8人 | ▲ 20人 | ▲ 12人 | ▲ 121人 |

イ クラス年齢別の状況

待機児童の8割が1歳児、保留児童の7割以上が1、2歳児となっています。

| | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計 |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-------------|------------------|
| 保留児童数 (育休希望を除く) | 168人 9.9% | 879人 52.0% | 417人 24.7% | 137人 8.1% | 61人 3.6% | 29人 1.7% | 1,691人 100.0% |
| 待機児童数 | 0人 0.0% | 4人 80.0% | 1人 20.0% | 0人 0.0% | 0人 0.0% | 0人 0.0% | 5人 100.0% |

ウ 選考基準別の状況

待機児童は、Bランクが1人、Cランクが1人、Eランクが1人、Gランク以下が2人となっています。

| | A | B | C | D | E | F | G以下 | その他 | 計 |
|-------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|--------------|
| 待機児童数 | 0人 0.0% | 1人 20.0% | 1人 20.0% | 0人 0.0% | 1人 20.0% | 0人 0.0% | 2人 40.0% | 0人 0.0% | 5人 100.0% |

※ランクについては、9ページの参考資料4をご参照ください。

(3) 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園924施設のうち、323園(2,099人)で定員外入所を実施している一方、525園(3,820人)で定員割れが生じています。

| | 定員外入所数 | | | 定員割れ人数 | | | |
|-----|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--------|
| | R5年4月 (A) | R6年4月 (B) | 差引 (B-A) | R5年4月 (A) | R6年4月 (B) | 差引 (B-A) | |
| 施設数 | 331園 | 323園 | ▲ 8園 | 513園 | 525園 | 12園 | |
| 人数 | 2,086人 | 2,099人 | 13人 | 3,775人 | 3,820人 | 45人 | |
| 内訳 | 0歳児 | ▲ 83人 | ▲ 72人 | 11人 | 858人 | 938人 | 80人 |
| | 1・2歳児 | 1,140人 | 1,119人 | ▲ 21人 | 310人 | 406人 | 96人 |
| | 3～5歳児 | 1,029人 | 1,052人 | 23人 | 2,607人 | 2,476人 | ▲ 131人 |

※市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠は、開所後2年間は定員割れの算定から除く。
 ※各施設の総定員数に対して利用児童数が上回っている場合を定員外入所、下回っている場合を定員割れとして集計。

2 令和6年度の待機児童・保留児童対策の取組

(1) 保留児童の分析結果に基づく取組

保留児童の詳細なニーズを把握し、必要な対策に繋げていくために実施している、保留児童の分析結果による4つの対策の方向性に基づいた取組を進めていきます。

ア 1・2歳児の受入枠確保

1・2歳児の保留児童数は全年齢の7割以上を占めており、きょうだい児が在園の方は同じ園を希望する方が多い傾向があるほか、保育ニーズが高い地域では、希望園数が多くても保留となる方がいらっしゃいます。

既存施設での1・2歳児の受入枠を拡大したうえで、なお不足する地域では新規整備を行うなど、市全体で1,290人分の受入枠を確保します。また、空き枠のある遠方の園を希望できるよう個別の送迎支援を行います。

【主な取組】

・既存施設における保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大【拡充】

既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。特に1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。

・着実な保育所等の整備を進めるための補助基準額及び賃借料補助の充実【拡充】

既存施設での受入枠が不足する地域での保育所等の新規整備について、補助基準額を増額するほか、重点整備地域における開所後賃借料補助の補助率拡充や、小規模保育事業に対する開所後賃借料補助を新設するなど、着実な保育所等の整備を進めます。

・入所が可能な小規模保育事業への送迎支援【新規】

保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

(整備量内訳)

凡例：【R5】令和5年度実績 【R6】令和6年度予算

| 取 組 | | 【R5】 | 【R6】 |
|------------------------|---------|--------|--------|
| I 既存の保育・教育資源の活用 | | | |
| 既存施設での定員拡大 | | 245人 | 85人 |
| 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大 | | 24人 | 72人 |
| II 保育所等の新規整備 | | | |
| 認可保育所 | | 470人 | 471人 |
| 横浜保育室の認可移行支援等 | | 18人 | 30人 |
| 認定こども園 | | 3人 | 90人 |
| 地域型 保育事業 | 小規模保育事業 | 77人 | 434人 |
| | 家庭的保育事業 | — | — |
| III その他 | | | |
| 幼稚園等での預かり保育の拡充 | | 128人 | 108人 |
| 企業主導型保育事業 | | 98人 | — |
| 合 計 | | 1,063人 | 1,290人 |

イ 一時預かり事業等の拡充

短時間就労の方や求職中の方などは申請園数が多く、保育の利用意向が強いことが伺えます。この方々の中には、幼稚園預かりや一時預かりなどの利用で対応可能な場合もあるため、多様な保育ニーズに対応した預け先の確保も進めます。

【主な取組】

・一時預かりの受入枠拡大【拡充】

児童を受入れた際の補助単価の増額を行う等、受入体制の拡充を図ります。また、乳幼児一時預かり事業の新規開設にかかる整備費の補助額を拡充するほか、保育所等で実施する一時保育事業で土曜受入加算を創設します。

・幼稚園等における長時間預かりの拡充【拡充】

私立幼稚園等預かり保育事業は新たに2園を認定予定です。私立幼稚園2歳児受入れ推進事業は新たに5園を募集します。

ウ 障害児・医療的ケア児の対応

園が障害児や医療的ケア児を受け入れるにあたっては、人員や設備など体制を整える必要があります。そこで、医療的ケア児サポート保育園の認定を進めるとともに、障害児の受入れが一層進む取組について区局で検討していきます。

【主な取組】

・「医療的ケア児サポート保育園」の認定【拡充】

看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。さらに、医療的ケアを行う看護職員の雇用費、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を助成するとともに、ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。

・医療的ケア児の受入れ推進【拡充】

医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在（研修や休暇等）となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。

・幼稚園の長時間預かりにおける支援【拡充】

幼稚園の長時間預かりにおいて、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助を拡充します。

エ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

保留児童の申請園数は、保育所等に入所できた方より少ない傾向にあります。令和6年4月時点では、一園のみの単願の方は、25.0%を占めており、受入枠のない園のみを選択している方は、13.9%を占めています。

保育の質の向上に取り組むとともに、情報収集や園見学などを通して、希望施設をより多く記載していただくよう、次の取組を進めます。

【主な取組】

・保育・教育の質の確保・向上【拡充】

保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究の受講者数を拡充するとともに、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を進めます。また、保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を新たに実施します。

・保育士等の追加配置の支援【拡充】

本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

・ **保育・幼児教育職員等研修【拡充】**

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

・ **園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信【拡充】**

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。さらに、少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。

・ **入所申請のオンライン化【拡充】**

保護者の利用申請にかかる時間的負担等を軽減するため、令和6年1月利用開始希望の申請（受付開始は令和5年11月）からオンライン申請を導入しました。令和7年4月の一斉入所に向けて対応します。

・ **保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施【拡充】**

保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。

(2) **保育士・幼稚園等の保育者の確保**

保育所や幼稚園等で保育を担う保育士等の確保は、依然として困難な状況が継続しています。これから保育者を目指す方に本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りをもって長く働ける職場環境の構築に向けて、事業者が実施する採用と定着の取組への支援の継続、充実を図ります。

【主な取組】

・ **保育士修学資金貸付事業【拡充】**

保育士養成施設の在学生への貸付について、貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。

・ **保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】**

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。（申請件数【令和6年度予算】4,580戸）

・ **幼稚園教諭等住居手当補助事業【拡充】**

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。（申請件数【令和6年度予算】362人）

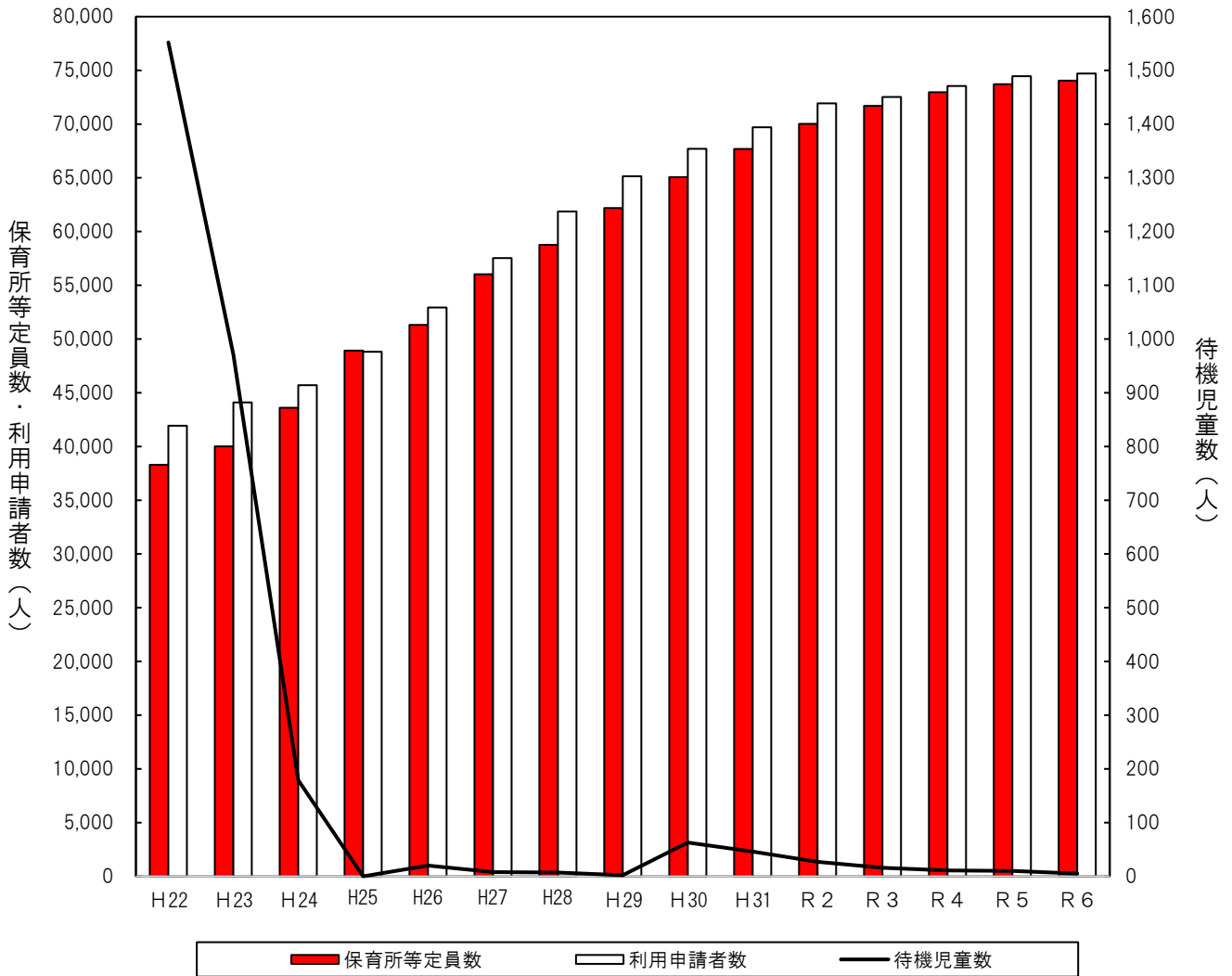
・ **保育士等の追加配置の支援【拡充】（再掲）**

本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

令和6年度 区別保育所等の待機状況 —令和5年度との比較—

| | 令和5年4月1日現在 | | | | | | 令和6年4月1日現在 | | | | | |
|------|-------------------|-------------|------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------|------------|------------------|------------------|------------------|
| | 就学前 児童数 (人) | 施設数 (か所) | 定員数 (人) | 利用 児童数 (人) | 保留 児童数 (人) | 待機 児童数 (人) | 就学前 児童数 (人) | 施設数 (か所) | 定員数 (人) | 利用 児童数 (人) | 保留 児童数 (人) | 待機 児童数 (人) |
| 鶴見 | 12,551 | 113 | 7,326 | 6,866 | 137 | 0 | 11,967 | 111 | 7,179 | 6,723 | 132 | 0 |
| 神奈川 | 10,159 | 87 | 5,470 | 5,252 | 225 | 1 | 9,688 | 90 | 5,574 | 5,130 | 197 | 2 |
| 西 | 4,430 | 41 | 2,128 | 1,988 | 133 | 1 | 4,266 | 41 | 2,125 | 1,989 | 82 | 0 |
| 中 | 5,011 | 45 | 2,364 | 2,126 | 105 | 0 | 4,758 | 44 | 2,355 | 2,091 | 76 | 0 |
| 南 | 6,621 | 48 | 2,935 | 3,063 | 147 | 2 | 6,456 | 48 | 2,888 | 3,084 | 178 | 0 |
| 港南 | 8,439 | 63 | 3,910 | 3,727 | 209 | 2 | 8,292 | 64 | 3,973 | 3,801 | 201 | 1 |
| 保土ヶ谷 | 7,749 | 56 | 3,823 | 3,684 | 137 | 0 | 7,547 | 56 | 3,827 | 3,676 | 156 | 0 |
| 旭 | 9,492 | 70 | 4,213 | 4,113 | 218 | 1 | 9,137 | 72 | 4,287 | 4,195 | 225 | 0 |
| 磯子 | 6,634 | 47 | 2,967 | 3,074 | 163 | 1 | 6,344 | 47 | 2,955 | 3,059 | 151 | 0 |
| 金沢 | 6,744 | 45 | 3,134 | 3,160 | 122 | 0 | 6,471 | 45 | 3,134 | 3,136 | 126 | 0 |
| 港北 | 17,322 | 154 | 9,471 | 9,171 | 425 | 1 | 16,809 | 159 | 9,727 | 9,359 | 416 | 1 |
| 緑 | 8,162 | 64 | 3,630 | 3,581 | 154 | 0 | 7,880 | 64 | 3,636 | 3,546 | 176 | 0 |
| 青葉 | 13,105 | 90 | 5,354 | 5,139 | 213 | 0 | 12,466 | 90 | 5,335 | 5,113 | 235 | 0 |
| 都筑 | 10,262 | 68 | 4,399 | 4,024 | 189 | 0 | 9,910 | 68 | 4,382 | 4,028 | 171 | 0 |
| 戸塚 | 12,890 | 99 | 6,011 | 5,887 | 273 | 1 | 12,313 | 99 | 6,011 | 5,903 | 319 | 1 |
| 栄 | 4,698 | 26 | 1,677 | 1,835 | 133 | 0 | 4,707 | 28 | 1,736 | 1,921 | 196 | 0 |
| 泉 | 6,300 | 47 | 3,040 | 2,709 | 119 | 0 | 6,128 | 47 | 3,045 | 2,723 | 158 | 0 |
| 瀬谷 | 4,763 | 33 | 1,857 | 1,837 | 121 | 0 | 4,729 | 34 | 1,869 | 1,901 | 132 | 0 |
| 合計 | 155,332 | 1,196 | 73,709 | 71,236 | 3,223 | 10 | 149,868 | 1,207 | 74,038 | 71,378 | 3,327 | 5 |

待機児童数等の推移

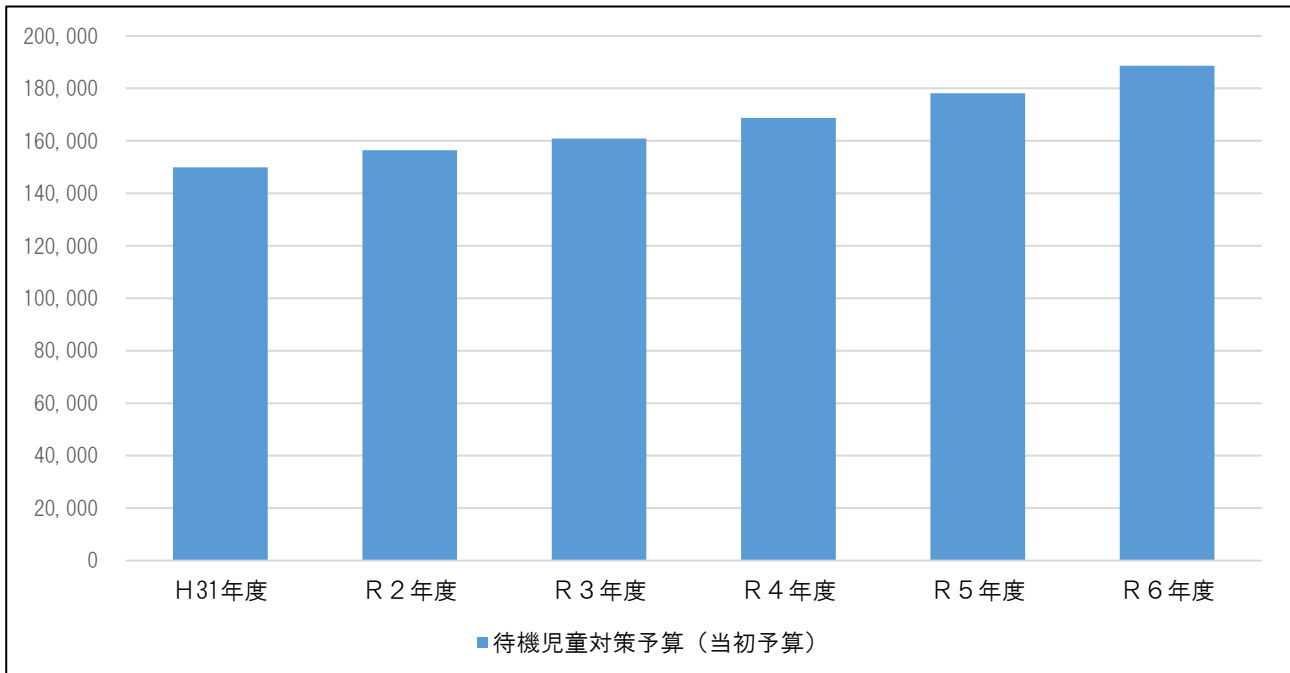


| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保育所等施設数 | 436 | 459 | 507 | 580 | 611 | 797 | 868 | 938 | 1,005 | 1,063 | 1,106 | 1,146 | 1,176 | 1,196 | 1,207 |
| 保育所等定員数 | 38,295 | 40,007 | 43,607 | 48,916 | 51,306 | 56,022 | 58,754 | 62,181 | 65,056 | 67,689 | 70,015 | 71,698 | 72,966 | 73,709 | 74,038 |
| 就学前児童数(A) | 193,584 | 192,861 | 191,770 | 190,106 | 188,540 | 187,595 | 185,564 | 182,511 | 178,905 | 175,243 | 171,503 | 165,549 | 160,784 | 155,332 | 149,868 |
| 利用申請者数(B) | 41,933 | 44,094 | 45,707 | 48,818 | 52,932 | 57,526 | 61,873 | 65,144 | 67,703 | 69,708 | 71,933 | 72,527 | 73,538 | 74,459 | 74,705 |
| 申請率(B/A) | 21.7% | 22.9% | 23.8% | 25.7% | 28.1% | 30.7% | 33.3% | 35.7% | 37.8% | 39.8% | 41.9% | 43.8% | 45.7% | 47.9% | 49.8% |
| 利用児童数 | 38,331 | 40,705 | 43,332 | 47,072 | 50,548 | 54,992 | 58,756 | 61,885 | 64,623 | 66,477 | 68,512 | 69,685 | 70,601 | 71,236 | 71,378 |
| 保留児童数 | 3,602 | 3,389 | 2,375 | 1,746 | 2,384 | 2,534 | 3,117 | 3,259 | 3,080 | 3,231 | 3,421 | 2,842 | 2,937 | 3,223 | 3,327 |
| 待機児童数 | 1,552 | 971 | 179 | 0 | 20 | 8 | 7 | 2 | 63 | 46 | 27 | 16 | 11 | 10 | 5 |

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

平成 31 年度から令和 6 年度の待機児童対策予算の変遷



(単位：百万円)

| 年度（当初予算額） | H31年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 待機児童対策予算（A） | 149,869 | 156,437 | 160,854 | 168,756 | 178,149 | 188,595 |
| うち保育所等運営費予算 | 137,198 | 143,613 | 148,415 | 156,572 | 165,275 | 174,985 |
| 横浜市一般会計予算（B） | 1,761,506 | 1,740,016 | 2,007,261 | 1,974,874 | 1,902,222 | 1,915,553 |
| (A) / (B) | 8.5% | 9.0% | 8.0% | 8.5% | 9.4% | 9.8% |

利用調整基準

| (基準の考え方) | | |
|--|--|-----|
| ※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。 | | |
| ※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。 | | |
| ※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。 | | |
| ※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。 | | |
| ※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。 | | |
| 父・母が保育できない理由、状況 | | ランク |
| 1 就労（内定含む） | 月20日以上かつ就労時間1週40時間以上就労している。 | A |
| | 月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満就労している。 | B |
| | 月16日以上かつ就労時間1週24時間以上就労している。 | C |
| | 月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満就労している。 | D |
| | 月12日以上かつ就労時間1週16時間以上就労している。 | E |
| | 就労時間月64時間以上就労している。 | F |
| 2 産前産後 | 妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。 | G |
| 3 (1) 病気・けが | 入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。 | A |
| | 通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。 | C |
| | 通院加療を行い、保育が必要な場合。 | E |
| 3 (2) 障害 | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。 | A |
| | 身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。 | B |
| | 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。 | E |
| 4 親族の介護 | 臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。 | A |
| | 重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。 | B |
| | 病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。 | C |
| | 病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。 | F |
| 5 災害の復旧への従事 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 | A |
| 6 通学 | 就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。 | E |
| 7 求職中 | 求職中。 | H |
| 8 ひとり親世帯等 | ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。 | A |
| 9 保育士等 | 世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。 | A |
| 10 市外在住 | 横浜市内に在住している場合（転入予定者は除く）。 ※市外在住者で「9 保育士等」の要件を満たす場合には当該ランクを適用せず、市内在住者と同様にランクを判定する。 | I |
| 11 その他 | 児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。 | ※1 |